

令和6年度高知県外国人材受入環境整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県外国人材受入環境整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1)「外国人材」とは、日本国籍を有しない者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の2の表及び5の表並びに別表第2に定める在留資格のうち、この要綱の別表第1に定める在留資格を有する者をいう。
- (2)「監理団体」とは、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「外国人技能実習法」という。）第2条第10項に規定する監理団体をいう。
- (3)「外国人技能実習生」とは、入管法別表第1の2の表における技能実習の在留資格を有する者をいう。

(補助目的)

第3条 県は、事業者等の円滑かつ適正な外国人材の受入を支援することを目的とし、外国人材を受け入れる事業者等が受入環境の整備のために負担する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) スキルアップ事業

雇用している外国人材に対して、ビジネススキルを向上させるための研修及び技能を向上させるための訓練、業務に必要となる日本語教育を受講させる事業

(2) 地域社会との交流事業

地域社会との交流の機会づくり及び高知（日本）の文化を学ぶ機会づくり等地域社会との共生に関する活動を行うことによって、外国人材が本県に愛着を持って、仕事や生活ができる環境を整備する事業

(3) 入国前教育施設運営事業

ベトナム社会主義共和国ラムドン省（以下「ラムドン省」という。）又はインド共和国タミル・ナド州（以下「タミル・ナド州」という。）において、高知県外国人材入国前教育施設認定制度要綱第6条に規定する認定を受けた高知県外国人材入国前教育施設（以下「認定教育施設」という。）を運営する事業

(補助事業者)

第5条 補助事業者は、次に定める者であつて、補助対象経費を負担したものとする。

(1) スキルアップ事業

県内の事業所において外国人材を雇用している法人又は個人

(2) 地域社会との交流事業

地域社会との共生に関する活動を行う、県内に主たる事務所を置く監理団体又は一般社団法人

(3) 入国前教育施設運営事業

高知県外国人材入国前教育施設認定制度要綱第6条に規定する認定を受けた認定教育施設を運営する法人等

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第6条 第4条に規定する補助事業の補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第2に定めるものとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業に着手しようとする日の10日前までに、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第8条 知事は、前条に規定する補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認める場合は、補助金の交付の決定を行い、申請者に対して通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認める場合を除く。

(補助金の交付の条件)

第9条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則及び要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助事業の実施に当たり、外国人材に費用の負担が発生しないこと。
- (4) 補助対象経費について、国、市町村等の補助金を重複して申請していないこと。
- (5) 過去5年間に重大な法令違反がないこと。
- (6) 労働関係法令及び入管法並びに外国人技能実習法（補助事業者が監理団体の場合又は外国人技能実習生を雇用している場合に限る。）を遵守していること。
- (7) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。ただし、補助対象事業者が、第5条第3号に規定する者である場合を除く。

(補助事業の着手)

第10条 補助事業の着手は、第8条の規定による補助金の交付の決定通知に基づき行わなければならない。

(補助金の変更の申請)

第 11 条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要事項の変更をしようとするときは、別記第 2 号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金額を変更しようとするとき。ただし、補助金額の 20 パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合は、この限りでない。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的に変更をもたらすものではない事業計画の細部の変更である場合は、この限りでない。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、事業内容の重要な部分に関する事項であって、知事が変更手続を要すると認めたもの。(必要に応じて知事に事前協議すること。)

2 知事は、前項の規定による補助金の変更の申請が適当であると認めたときは、補助金の変更の決定を行い、当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第 12 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ別記第 3 号様式による事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第 13 条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第 12 条の規定による補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、補助事業完了の日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月末日のいずれか早い日までに別記第 4 号様式による補助金実績報告書（以下「実績報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第 7 条第 2 項ただし書の規定により交付の申請をし、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第 7 条第 2 項ただし書の規定により交付の申請をし、第 1 項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した場合は、その金額を速やかに別記第 5 号様式による消費税の額の確定に伴う報告書を知事に提出するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第 15 条 知事は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、適当であると認めたときは、補助金の額の確定を行い、当該補助事業者へ補助金を交付するものとする。このとき、補助金の交付の決定額と確定額とが相違する場合は、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第 16 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助事業者が別表第 3 に掲げるいずれかに該当するとき。

- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 法令又は法令に基づく処分に違反したとき。
- (4) 第 13 条の規定に基づく調査を拒んだとき。
- (5) 補助金の交付決定の内容、付した条件、要綱等又は要綱等に基づく知事の指示に違反したとき。

(補助金の返還)

第 17 条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じる。

2 知事は、前項の返還を命じる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命じるものとする。

3 第 1 項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した遅延金を徴するものとする。

(債権譲渡の禁止)

第 18 条 補助事業者は、第 8 条の規定による交付の決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(情報の開示)

第 19 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第 20 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 7 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 13 条、第 14 条第 3 項、第 16 条、第 17 条及び第 19 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第2条関係）

要綱第2条第1号に定める在留資格は、次のとおりとする。

入管法別表第1の5の表に定める特定活動のうち、入管法第7条第1項第2号の規定に基づき入管法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成2年法務省告示第131号）第16号、第17号、第20号から第22号まで、第27号から第29号まで、第32号、第33号、第35号から第37号まで、第42号、第44号及び第46号の活動に従事する者

別表第 2（第 6 条関係）

（１）スキルアップ事業

補助対象経費	補助率	補助限度額
雇用している外国人材に対して、ビジネススキルを向上させるための研修及び技能を向上させるための訓練、業務に必要なとなる日本語教育を受講させるための経費 （外国人技能実習生に対して実施する入国後講習（※1）に係る経費を除く。） 通訳料、講師謝金、旅費（宿泊料（※2）及び交通費（※3））、消耗品費、印刷製本費、翻訳料、受講料及び施設使用料 ※1 外国人技能実習法第 2 条第 2 項第 1 号及び同条第 4 項第 1 号に規定する講習をいう。 ※2 宿泊料の上限は 1 人 1 泊当たり 7,300 円（税込）を上限とする。 ※3 宿泊施設から研修施設までの往復に係る交通費に限る。	2 分の 1 以内	外国人材 1 人 当たり 10 万円

（２）地域社会との交流事業

補助対象経費	補助率	補助限度額
地域社会との交流の機会づくり及び高知（日本）の文化を学ぶ機会づくり等地域社会との共生に関する活動を行うことによって、外国人材が本県に愛着を持って、仕事や生活ができる環境を整備するための経費 通訳料、原稿料、旅費（交通費）、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、翻訳料、委託料、使用料及び賃借料	2 分の 1 以内	50 万円

（３）入国前教育施設運営事業

補助対象経費	補助率	補助限度額
①ラムドン省又はタミル・ナド州において、高知県外国人材入国前教育施設認定制度要綱第 3 条第 5 号に規定する高知県に関連する知識等を習得するための教育を実施するための経費 ②ラムドン省において、日本語教育を実施するための日本語講師の配置に係る費用 （外国で支出した経費のうち、当該経費に係る現地国における公租公課を除く。） ①消耗品費、印刷製本費、翻訳料 ②給料、法定福利費	2 分の 1 以内	①30 万円 ②120 万円

注 国、県、市町村等の他の補助事業の補助対象とする経費は、補助対象外とする。

別表第3（第8条、第16条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等が、その事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等が、その経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関与し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 11 その他、知事が補助金の交付をするにふさわしくないと認める場合